「滋賀県における緊急事態措置について」を踏まえた、長浜米原しょうがい者自立支援協議会の会議等の開催について

滋賀県緊急事態措置の概要

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更））（以下「対処方針」という。）」において、近隣府県の大阪、京都、兵庫、岐阜、愛知が特定警戒府県とされている。近隣の特定警戒府県から本県への県境を越えた人の流入が懸念され、医療提供体制へのさらなる負荷が生じるおそれがあることを踏まえ、準特定警戒県として緊急事態措置を実施する。

期間：令和2年5月31日まで

▶自立支援協議会の会議等の開催について

○「滋賀1/5ルール」と「滋賀らしい生活三方よし」を積極的に考えて行動。

　　　滋賀1/5ルールとは、我々の行動を1/5、会議の時間を1/5、集まる人数を1/5等、人と人との接触機会の低減に取り組むこと。

○「対応方針　２　イベントの開催自粛要請」に従い会議等を実施。

→具体的に・・・

1. 毎朝、体温測定、健康チェックを実施（会議等に出席の際には当日朝の体温、健康状態を記入）
2. 家に帰ったらまず丁寧に手洗い。体を清潔に保つ。
3. ソーシャルディスタンス（できるだけ２ｍ、最低１ｍ）を確保。
4. 発症した時のため、自分の行動を残しておく。
5. 毎日、滋賀県の感染情報を共有する。
6. 適切な感染防止対策が講じられていること（手指消毒、マスク着用の徹底）。
7. 「３つの密」の発生が原則想定されない事。
8. 大声での発生、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
9. その他、自身が感染しない取り組み＆自身が感染していると想定し感染を拡大しない取り組みを個人で実施。

強い責任感と無責任は表裏一体です。少しでも体調に異変を感じたら、積極的な療養を。